

議 事 日 程 (4)

平成20年9月19日 午前10時00分開会

- 日程第1 町長提出議案 第64号 がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金条例の制定について
- 第2 町長提出議案 第65号 芦屋町職員倫理条例の制定について
- 第3 町長提出議案 第66号 芦屋町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 町長提出議案 第67号 芦屋町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 町長提出議案 第68号 芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 町長提出議案 第69号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 町長提出議案 第70号 芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 町長提出議案 第71号 芦屋町競艇施設の使用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 町長提出議案 第72号 平成20年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)について
- 第10 町長提出議案 第73号 平成20年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第11 町長提出議案 第74号 平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第12 町長提出議案 第75号 平成20年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算(第1号)について
- 第13 町長提出議案 第76号 平成20年度芦屋町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 第14 町長提出議案 第77号 平成20年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第15 町長提出議案 第78号 平成19年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第16 町長提出議案 第79号 平成19年度芦屋町病院事業会計決算の認定について

- 第17 町長提出議案 専決処分事項の承認について
第80号
- 第18 議員提出議案 芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
第2号
- 第19 町長提出議案 芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
第44号
- 第20 町長提出議案 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
第81号
-

【 出席議員 】 (13名)

1番 辻本 一夫 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 小田 武人
5番 岡 夏子 6番 今井 保利 7番 川上 誠一 8番 松上 宏幸
9番 本田 哲也 10番 益田美恵子 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
教育長	中島幸男	総務課長	占部義和	企画課長	鶴原洋一
財政課長	鶴原光芳	建設課長	三友伸一	産業観光課長	内海猛年
税務課長	守田俊次	健康対策課長	小野義之	住民課長	入江明德
環境福祉課長	嵐 保徳	学務課長	富永秋則	社会教育課長	本田幸代
病院事務長	小池健二	競艇施設課長	中西 学		

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第64号から日程第17、議案第80号まで及び日程第19、議案第44号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりますので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それぞれの委員長から審査結果報告書及び閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、局長にこれを朗読させ、報告にかえます。

局長に朗読を命じます。局長。

[朗 読]

報告第4号

平成20年9月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

総務文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

議案第64号 がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金条例の制定について、原案可決

議案第65号 芦屋町職員倫理条例の制定について、原案可決

議案第66号 芦屋町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第67号 芦屋町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第71号 芦屋町競艇施設の使用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

原案可決

議案第72号 平成20年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)について、原案可決

議案第73号 平成20年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、原案可決

議案第74号 平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案可決

議案第75号 平成20年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算(第1号)について、原案可決

議案第80号 専決処分事項の承認について、承認

議案第44号 芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

報告第5号

平成20年9月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 益田美恵子

民生産業常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

議案第68号 芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第69号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第70号 芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第72号 平成20年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)について、原案可決

議案第76号 平成20年度芦屋町病院事業会計補正予算(第1号)について、原案可決

議案第77号 平成20年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案可決

議案第78号 平成19年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について、認定

議案第79号 平成19年度芦屋町病院事業会計決算の認定について、認定

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務文教常任委員会委員長 室原 健剛

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

記

「企画調整に関する件」「町財政に関する件」「税制に関する件」「消防及び災害防止等に関する件」「競艇に関する件」「受付事務に関する件」「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生産業常任委員会委員長 益田美恵子

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の下記の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

記

「健康及び福祉政策に関する件」「環境政策に関する件」「道路整備に関する件」「公営住宅に関する件」「芦屋橋の建設に関する件」「道路495号線に関する件」「芦屋港湾に関する件」「上下水道に関する件」「農業、漁業及び商工振興に関する件」「観光振興に関する件」「建築及び土木に関する件」「河川に関する件」「企業及び医療行政に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」については、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、「議会運営に関する件」「議会議事規則、委員会、条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」については、閉会中に審査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

ただいまからそれぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生産業常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生産業常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑は終わります。

日程第1、議案第64号から日程第17、議案第80号までの各議案及び日程第19、議案第44号の議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

議案第44号芦屋町事務分掌条例を改正する条例の制定についてに対する反対討論を行います。

この改正により、現在の健康対策課が改正され、健康づくり、妊産婦、乳幼児、母子の健康診査及び保健指導、予防接種等が健康づくり課として住民課に編入され、介護保険、高齢者福祉、いこいの部屋、福祉バス等が高齢障がい者係として新たに創設される福祉課に配置されることとなります。

この機構改革により、ほほえみホールの健康管理センターは平成22年の病院の改装及び廃止される方向で進んでいます。

健康管理センターは、高齢者社会に向かえ、安心して健康に暮らせるまちづくりのために、医療、福祉、保健、介護が連携を取り合い、協力して高齢者支援サービスができるようにと、平成12年4月に中央病院に併設されてできました。

病院と行政の高齢者福祉の機能を1カ所に集めることにより、連携をよくして町民の健康づくりや病気の予防、リハビリ、在宅介護の支援などを行い、地域のニーズに答えることを目的につくられました。

健康管理センターがほほえみホールから撤退することにより、病院が行っている居宅介護支援事業所や訪問看護ステーションとの相互的、一体的サービスの提供が今後も十分にできるのか懸念されます。

芦屋町がほほえみホールをつくるときにモデルにした御調町は、現在では尾道市と合併しています。モデルとした公立御調病院は保健、医療、福祉の連携統合を図り、住民が参加しての地域包括ケアシステムを構築し、住民のための病院づくりをしています。

高度医療はもとより、保健、福祉、介護一体的なサービスを提供する中で、合併後も御調町方

式は続けられています。

診療圏域人口7万人の地域の中核的総合病院として第2次、第3次医療を担うとともに、保健福祉施設や保健福祉センターと適切な連携を保ちながら、多様化する住民のニーズに答えています。

今、芦屋町に問われているのは、ほほえみホールの機能をさらに拡充し、質の高い医療、介護の提供を目指すことです。少子高齢社会の到来の中で、芦屋町に住んでよかったと言われるまちづくりを目指すためにも、医療、福祉、保健の連携を強め、充実させ、介護や高齢者医療に対応することが強く求められています。

以上のことから議案に反対いたします。

続きまして、議案第72号平成20年度一般会計補正予算（第2号）に対して、意見を述べて賛成討論をいたします。

上段の中で、エルタックス導入に伴う関連予算が562万円上げてあります。これは第2回定例会の専決処分による税条例の一部改正により、今回の補正予算にシステム整備費として上げたものです。

これにより、2009年10月より65歳以上の法的年金受給者から個人住民税の所得割額、均等割額を年金から天引きすることになります。対象となる方が芦屋町で1,000人、全国で500万から600万人になります。

私は、第2回定例会では、一方的に年金から天引きし、高齢者と生活困窮にする恐れがある専決処分に対して反対をいたしました。

そうした点からは、この補正予算に反対すべきところですが、今回の補正予算では洞山崩落防止対策、魚見公園なみかけ遊歩道法面崩落防止事業、生活道路改良事業、医療機器整備、レジャープール改修等、環境の保全、住民の安全と医療の充実など、住民の生活向上に関連した予算が組まれてます。

エルタックス関連予算には反対の立場ですが、全体としては住民生活の向上に寄与する予算ですので、賛成という立場を表明しまして討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにありませんか。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

5番、岡夏子、討論を行います。

まず、最初に議案第65号芦屋町職員倫理条例案の賛成討論を行います。

この職員倫理条例の制定については、昨年9月に行われた仮庁舎の改修工事の入札業者の談合発覚後に、職員の間接があったと本人も認めたことが報道されたことから、町は入札制度の見直

しと合わせて職員倫理条例の制定を3月議会で約束したものです。

町長は議会で制定済みの自治体を参考にして、透明度の高い倫理条例の制定を図っていきたくないと答弁されました。私は、そのときにこの町の事件に対する町民への信頼を取り戻すためにも、実効性のある条例制定をと要請いたしました。

その後、町は同条例の要請素案を6月16日から1カ月間の7月15日までの間、町民からの意見を聞くため、パブリックコメントを呼びかけました。これには2名の町民から9件の意見が寄せられ、その意見と町の考え方を示した内容が8月19日以降、町のホームページ上で公表されています。

私も町民の一人として、素案に7件の意見を提出いたしました。主には3月議会で要請した実効性のある職員倫理条例にするための内容で、第三者機関である職員倫理審査会の関与や調査、認定、勧告などの権限を与えることを求める内容です。

その意見の中で、不当な働きかけに対する審査会の関与がないことを指摘したことについては、町長はその不当行為に関して措置を講じた場合はその結果を審査会に報告しなければならないとし、審査会はその報告に対して町長に意見を述べることと素案は改められました。

また、不当行為について、職員が報告する際の直属の管理職員になっていることで、直属の上司などから受けた、もし直属の上司などからそういう不当行為があった場合の問題点を指摘したことでは、管理職員または副町長と副町長が挿入されました。

しかし、本議会でも質疑があった際、町は先進自治体を参考に素案を作成したと答弁しましたが、この審査会に関する権限の先進事例は中間市にあることを当委員会の審議により指摘いたしました。

中間市の条例では、審査会に禁止行為や不当行為に関する調査権などを付与しています。

このように、職員倫理条例の行政案については、実効性のあるものとしては疑問の余地があるところですが、今後の条例の運用状況や他市町の状況を今後チェックしながら、改正などの必要性がある場合はその必要性や提案をしていきたいと考え、賛成するものです。

最後に、最近連日のように報道されている大分教員採用や昇格に関する不正問題や農薬などで汚染された事故米の転用問題のエスカレートしていく事件を見るにつけ、納税者の付託を受け、国民、県民、町民全体の奉仕者としての公務員の自覚の欠如とともに、組織に長い間いることでその悪しき体質が蔓延して、罪の意識が薄れているということを感じています。

常に納税者の視点で職務を遂行させるためにも、第三者機関のチェックは欠かせないもので、現にこの事件に関する役所からの発信は第三者機関が発したもののばかりです。

芦屋町では今回の事件を風化させないよう、職員への法令遵守や綱紀粛正など定期的な研修を行い、条例を最大限運用して町民の疑惑や不信を招かないような方針に努め、公務に対する町民

の信頼を確保し、町民と職員がともに汗して協働のまちづくり実現に向けて努力されることを要望して、賛成討論を終わります。

引き続き、議案第72号平成20年度一般会計補正予算の反対討論を行います。

補正予算において、総務費の中の徴税費としてエルタックス審査システムのパソコン保守委託やエルタックス導入に伴う住民税システム改修委託及び審査システムパソコンリース料や使用料など、総額約530万円に対する反対の意見を述べます。

これは先ほども川上議員がおっしゃられたように、来年10月から始まる65歳以上の年金受給者から個人住民税を天引きするためのシステム導入に伴う経費です。強制的に徴収するもので、特別徴収と呼ばれています。

これまで年金からの特別徴収は所得税や介護保険料、国民健康保険料、今年4月からは75歳以上の後期高齢者医療の保険料及び65歳から74歳が加入する国民健康保険などです。

2005年に全国市長会などから所得税や介護保険などと同様の制度にしてほしいとの要望が出てきたことから、2008年度の地方税制改正に盛り込まれ、来年10月からの導入が決まったものです。

しかし、この天引きの目的は納税者の負担軽減は一部の納税者の負担軽減はあるものの、基本的には未納防止が制度導入の大きな目的で、とれるものからとれという、まさにお役所的な発想で、後期高齢者の医療保険を天引きすることになった今年の4月以降、国民の反発を招き、その後の混乱にあらわれていることなど、記憶に新しいところです。

また、総務省のIT自治体の推奨もあります。過去には住民基本台帳ネットワークシステムでも問題になったように、導入に伴う自治体の負担は重く、人件費削減の意味がないなどと批判を受けました。

今回の導入について、当初地方からはコスト高を懸念する声もあったと聞きます。来年10月からの個人住民税の天引きは前年の老齢基礎年金が年額18万円以上ある人が対象になっていますが、諸物価の高騰と医療費負担などにより、苦しい年金生活を強いられている65歳以上の方々にとって、強制的な天引きはさらなる年金受給額の減額で一層の生活の困窮に陥ることは必至です。

何より怒りを覚えるのは、国民の生活に直結している年金の根底を揺るがす社会保険庁などの所業に対するものです。さきに述べた2005年の全国首長会からの個人住民税の年金天引きの要望が行われた後に発覚した社会保険庁による5,000万件の消えた年金の確認さえ多額な税金を使っても遅々として進まない中、昨日はサラリーマンが加入する厚生年金で6万9,000件もの記録が改ざんされている可能性を厚生大臣が自ら発表しました。

年金受給者である65歳以上のうち2万人がその対象であるとのこと、役所に対する国民の不

信は爆発寸前です。そもそも年金の支給の方は記録ミスや改ざんなどあいまいにしたままで、天引きだけ導入するのは不合理です。

政府は消えた年金の確認と年金の使い道や改ざんなど、これら一切の責任の所在を明らかにすることがさきであると考えることから、この予算に反対するものです。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。お諮りします。まず日程第1、議案第64号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第64号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第65号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第65号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第66号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第66号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第67号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第67号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第68号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第68号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第69号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第69号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第70号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第70号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第71号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第71号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第72号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第72号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第73号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第73号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第74号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第74号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第75号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第75号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第76号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第76号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第77号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第77号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第78号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第78号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第79号について、委員長報告のとおり原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第79号は原案を認定することに決定いたしました。

次に、日程第17、議案第80号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第80号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第18、議員提出議案第2号について、採決をいたします。原案を可決することに

賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議員提出議案第2号は原案を可決することと決定いたしました。

次に、日程第19、議案第44号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第44号は可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の付託案件について、それぞれ付託の要望が出されております。つきましては、これを要望のとおり付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されておりますので、これを日程に追加し、局長に議案の報告をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

局長に報告を命じます。局長。

[朗 読]

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。議員の皆様方におかれましては、連日のご審議大変ご苦労さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして提案理由をご説明申し

上げます。

議案第81号芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、石田壽男氏の任期が平成20年10月4日をもって満了となりますので、新たに三好利孝氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

三好利孝氏は、長く三好印刷所の経営に携わられた経歴をお持ちでありまして、固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単であります但提案理由のご説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明が終わりました。

この議案は臨時案件でございますので、質疑から討論までを省略し、直ちに採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第20、議案第81号については、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、第81号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成20年芦屋町議会第3回定例会を閉会いたします。

長い期間のご審議お疲れさまでした。

午前10時29分閉会
